

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」

## “正しい電波利用を呼びかけ 不法無線の取締り強化”

～平成27年度電波監視結果の概要を発表～

近畿総合通信局（局長：関 啓一郎（せき けいいちろう））は、『不法電波はいけません！』をキャッチフレーズに、平成28年6月1日（水）から10日（金）までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、正しい電波の利用等に関する周知・啓発活動を集中的に実施します。また、6月を「不法無線局の取締り強化期間」と定め、不法無線局の撲滅に向けた対策を重点的に実施します。

併せて、平成27年度電波監視結果の概要（申告相談は249件で減少、重要無線通信妨害は海上通信が28件で突出、不法無線局の告発は28件など）について別紙のとおりまとめました。今後とも、電波利用環境の維持・向上に努めてまいります。

### ＜1. 電波利用環境保護周知啓発強化期間における近畿管内の主な取組＞

無線局を開設するには原則免許を必要とするなど、電波の利用には様々なルールが存在します。しかし、免許を受けていない不法無線局が他の無線局やテレビ・ラジオに妨害を与えるなど、一部の者のルール無視が社会全体の電波利用秩序を損ねているという現状が見受けられます。そうしたことから、電波を利用する全ての人がルールを守り、良好な電波利用環境が確保されるようポスターの掲示など、以下のような周知啓発活動を行います。

- (1) 公共交通機関における中吊ポスターの電車内掲出及び駅へのポスターの掲出
- (2) 地方公共団体、各種団体等へポスターの配布
- (3) 各府県警察署、海上保安本部等においてポスターの掲出及びリーフレットの配布
- (4) 各府県トラック協会における広報記事の掲載



【平成28年度 周知啓発用ポスター】

## < 2. 不法無線局の対策強化 >

- (1) 平成28年6月1日(水)から30日(木)までを「不法無線局取締り強化期間」として、捜査関係機関との共同取締りを重点的に実施するなど、不法無線局対策を強化します。
- (2) 公共工事現場や大規模工事現場に出入りする車両に搭載される不法無線局対策のため、国の地方支分部局、府県、政令市、高速道路会社及び管内ゼネコン社に対して、建設現場等における不法無線局排除について協力を要請します。

## < 3. 平成27年度電波監視の概要(近畿管内) > (別紙参照)

平成27年度近畿管内2府4県の電波監視の概要は別紙のとおりです。

年間を通して、不法無線局の撲滅に向けた各種対策、電波監視機能の拡充、申告・相談への適切な対応及び障害原因の排除に関する取組を強化・継続するとともに、広く国民に電波の安全性や正しい電波利用などの周知・啓発活動を行い、快適で安心な社会生活を支える良好な電波利用環境の維持・向上に努めています。

### 【主な概要】

- 当局が受け付けた混信妨害等の申告件数は前年より31件減少し249件で、ここ5年間では減少傾向にあります。
- 混信妨害等の申告件数のうち、国民生活に重大な影響を与える電気通信・放送・公共業務用等の無線局への重要無線通信妨害の申告件数は43件となっており、ほぼ前年度と同件数となっています。
- 不法無線局の排除に向けて、警察等の捜査機関との連携強化を図り、不法無線局の共同取り締まりを21回実施した結果、28局を摘発しました。
- 無線設備の鑑定では、捜査関係機関から41件の鑑定囑託がありました。

連絡先：近畿総合通信局 電波監理部 担当：星野電波利用環境課長 山本監視第一課長 白神監視第二課長 奥野調査課長 電話：06-6942-8516
---

## 平成27年度電波監視結果の概要【近畿総合通信局管内】

## 1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等に関する照会・相談件数

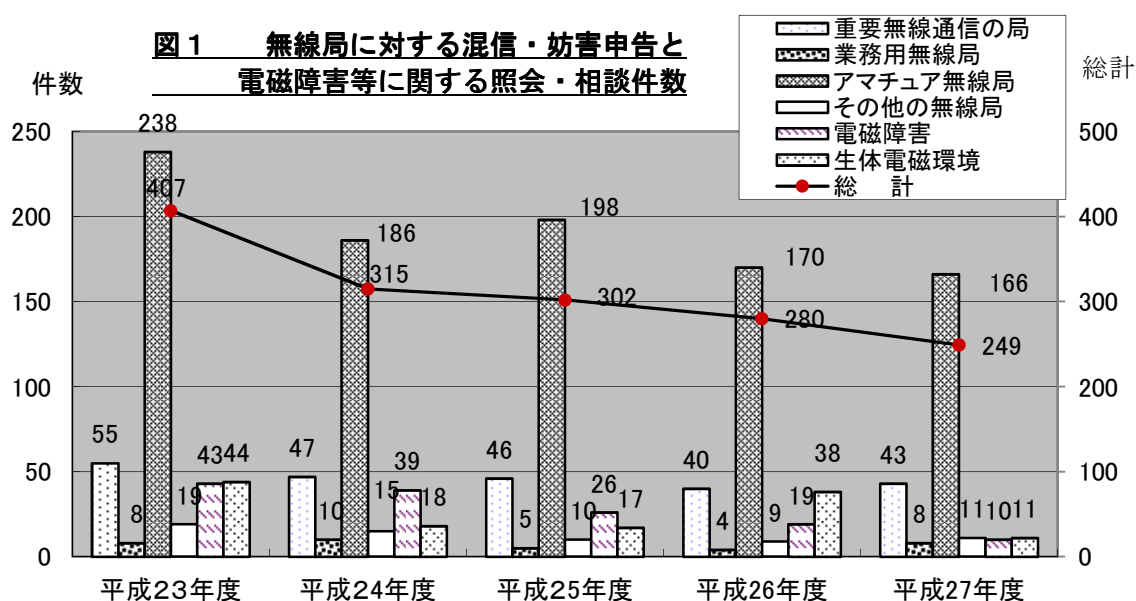
(表1、図1)のとおり、平成27年度の申告及び照会・相談件数の総数は、249件で昨年度より31件減少しました。

5年間推移では、申告内容の区分別の件数が減少傾向にあります。航空、海上、消防・救急、列車無線等の重要無線通信に対する混信・妨害申告やアマチュア無線局に関する申告は、依然として後を絶たない状況にあります。

表1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等に関する照会・相談件数 単位:件

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
重要無線通信の局	55	47	46	40	43
業務用無線局	8	10	5	4	8
アマチュア無線局	238	186	198	170	166
その他の無線局	19	15	10	9	11
電磁障害	43	39	26	19	10
生体電磁環境	44	18	17	38	11
総 計	407	315	302	280	249

- ① 「その他無線局」とは、市民ラジオ、特定小電力無線局、外国製無線機等です。  
 ② 「電磁障害」は、家電、電子機器等から発射される不要電波による障害です。  
 ③ 「生体電磁環境」とは、電波が健康に影響するのではないかといった不安から寄せられる電波の安全性に関する照会、相談です。



## 2 重要無線通信妨害の申告件数（表2、図2参照）

平成27年度の申告件数は43件でしたが、海上通信に係る申告が28件と突出しました。消防や救急活動、航空機や船舶の安全な航行には、無線通信は欠かせない通信手段です。特に船舶や航空機は条約で無線設備の設置が義務づけられており、短時間の妨害であっても人命や国民生活の安全を脅かす結果となり、迅速な原因究明と妨害電波の排除が求められます。

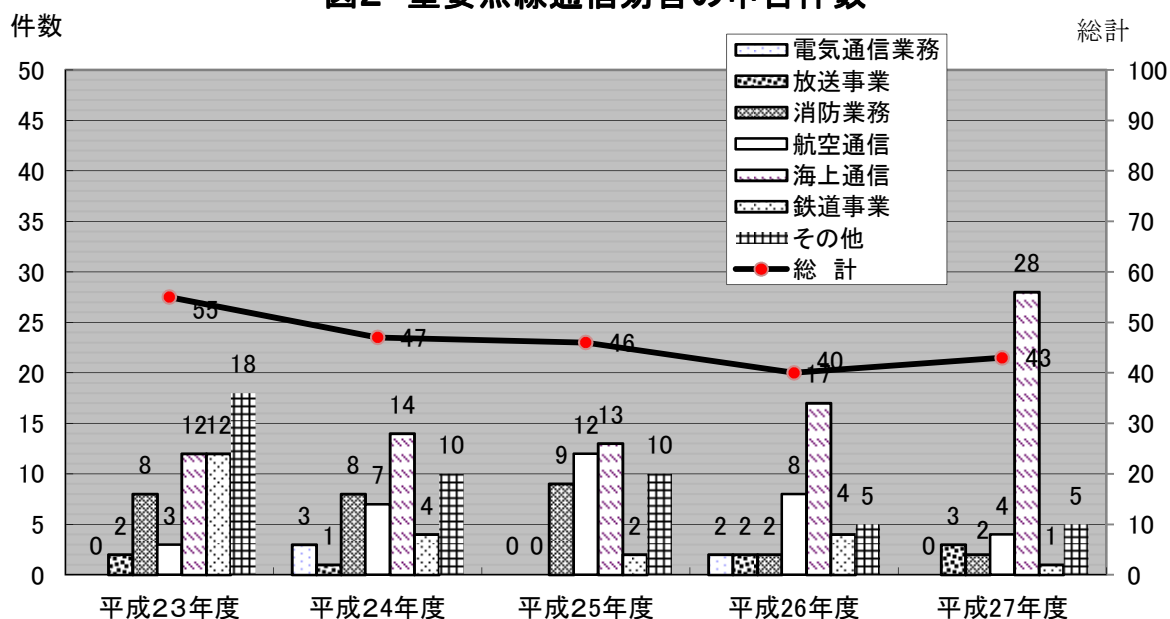
これらの事案に対しては、直ちに電波監視システム（DEURAS：遠隔方位測定設備）を活用して混信・妨害源の位置を把握し、さらに現地での移動監視を行って発射源を特定・排除するほか、日常的にこれらの周波数帯を監視し、妨害電波の早期発見や混信の未然防止に取り組んでいます。

表2 重要無線通信妨害の申告件数

単位：件

無線局の用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
電気通信業務	0	3	0	2	0
放送事業	2	1	0	2	3
消防業務	8	8	9	2	2
航空通信	3	7	12	8	4
海上通信	12	14	13	17	28
鉄道事業	12	4	2	4	1
その他	18	10	10	5	5
総計	55	47	46	40	43

図2 重要無線通信妨害の申告件数



### 3 不法無線局に対する措置

#### (1) 不法無線局に対する指導件数（表3-1参照）

電波監視により発見した不法無線局の疑いのある局に対しては、事実関係の報告を求めるとともに、設備の撤去等を指導しています。

5年間でみると減少傾向にありますが、平成27年度は微増に転じています。

特に、不法パーソナル無線に係る指導件数は、平成24年7月25日以降、パーソナル無線の使用周波数帯が携帯電話でも使用されるようになり、周知・広報や取締りを重点的に行い減少傾向にありました。平成27年度は、11月30日にパーソナル無線の周波数使用期限を迎えるため、より重点的に取締りを強化したことから増加に転じたものと考えられます。

表3-1 不法無線局に対する指導件数

単位：件

種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不法市民ラジオ	11	15	13	0	1
不法アマチュア無線	45	102	85	57	48
不法パーソナル無線	15	70	8	2	19
不法船舶無線	326	196	28	39	29
その他	109	56	10	3	18
総計	506	439	144	101	115

#### (2) 不法無線局に対する告発件数（表3-2参照）

平成27年度は、捜査関係機関との共同取締りにより28件を告発しました。

また、重要無線通信に妨害を与えた場合や再三の指導に従わない等の悪質な違反者があった場合には、別途捜査機関に告発を行っています。

表3-2 不法無線局に対する告発件数

単位：件

種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不法市民ラジオ	3	5	3	1	4
不法アマチュア無線	37	41	19	20	22
不法パーソナル無線	8	3	5	0	1
不法船舶無線	16	10	2	0	1
その他	2	2	0	0	0
総計	66	61	29	21	28

#### (3) 無線機器の鑑定件数（表3-3参照）

捜査関係機関が押収した無線機器については、刑事訴訟法に基づく嘱託を受け、鑑定を行っています。平成27年度は、41件の鑑定を行いました。全体的に減少傾向にありますが、不法市民ラジオとパーソナル無線機については、その傾向が顕著です。

**表 3-3 無線機器の鑑定件数**

単位：件

種 別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不法市民ラジオ	20	20	4	7	9
アマチュア無線機	62	55	37	27	23
パーソナル無線機	17	9	5	0	4
その他	19	7	5	14	5
総 計	118	91	51	48	41

#### 4 周知・啓発等

##### (1) 指定無線設備等の販売店への指導等（表4-1参照）

不法無線局の未然防止と免許情報告知制度<sup>※1</sup>の周知、指定無線設備<sup>※2</sup>や技術基準不適合設備の販売状況を把握するため、毎年、無線機器等の販売店を調査・指導しています。

平成27年度は26店を調査しましたが4年連続で指導を要した店舗はなく、これらの制度が適正に浸透しているものと考えられます。

**表 4-1 指定無線設備等の販売店調査・指導件数**

単位：店

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査店舗数	25	14	7	4	26
指導店舗数	1	0	0	0	0

※1 指定無線設備(※2)を販売する業者に対し、当該指定無線設備の購入者へ無線局免許が必要である旨を告知する義務を課す制度(電波法第102条の14)。

※2 指定無線設備：総務大臣が指定した不法無線局に使用されるおそれがある無線設備。

##### (2) 流通分野に対する電波利用ルールの周知・啓発（表4-2参照）

平成18年度より毎年、一般家庭で利用される無線機器を販売している店舗に対し、微弱電波の範囲を逸脱又は技術基準適合証明を取得していない機器を販売しないよう市場流通調査（平成27年度は57件）を行っています。

これらの機器を使用してしまうとその使用者（一般消費者）が、不法開設罪・運用罪（電波法第110条）に問われることがあります。店舗の中には、こうした電波法の知識がないまま、微弱電波の範囲を超えるFMトランスミッター<sup>※</sup>やワイヤレスチャイム等を販売している場合もあることから、市場流通調査と併せ丁寧な周知・啓発に一層努めていく必要があります。

**表 4-2 不適合機器等販売状況調査件数**

単位：店

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査店	64	58	54	49	57

※FMトランスミッター：FM電波により携帯音楽プレーヤー内の音楽ファイルを自室のコンポーネントや車載FMチューナで聴くための送信機器。

また、平成25年度から「無線設備試買テスト」として、市場に流通している無線機器を試買し、電気的特性を測定しています。測定の結果、微弱電波の基準を超えた無線機器を消費者保護のために総務省ホームページ上に公表してい

ます。平成27年度は、管内に本社等のあるこれらの機器の製造事業者等35社（計42機種）に対して、製造・販売中止、回収等の要請を行いました。

(3) 電波利用環境保護に関する周知・広報（表4-3参照）

電波利用環境を保護する重要性や電波利用の基本ルールをはじめ、電波をより身近なものとして理解していただくため、様々な周知・広報活動を行っています。今年度の実施予定と昨年度の実績は、以下の表のとおり

表4-3-(1) 電波利用環境保護等に関する周知・啓発【27年度実施状況】

形態	対象等	回数、枚数
放送メディアによるCM	管内ラジオ放送局 (11月1日～30日に実施)	中波ラジオ6社、FMラジオ6社 計 240回
電車による中吊り広告	管内主要鉄道事業者 (6月1日～10日)	JR西日本 ポスター 3,650枚 京阪電気鉄道 ポスター 1,600枚 神戸市交通局 ポスター 1,050枚 計 6,300枚
主要駅のポスター掲示	管内主要鉄道事業者 (6月1日～5日)	JR西日本42駅 ポスター 86枚 阪急電鉄54駅 ポスター 54枚 京都市営地下鉄32駅 ポスター 32枚 計 172枚
関係団体等に対する 協力依頼	地方自治体、各府県警察、電気商業 組合、漁業協同組合、道の駅、公共 工事現場、トラック協会など(通年)	ポスター 4,417枚
		リーフレット 57,962枚
		ステッカー 329枚

表4-3-(2) 電波利用環境保護等に関する周知・啓発【28年度実施予定】

形態	対象等	回数、枚数
放送メディアによるCM	管内ラジオ放送局 (11月1日～30日を予定)	中波ラジオ放送の6社及びFMラジオ放 送の6社で実施予定
電車による中吊り広告	管内主要鉄道事業者 (6月1日～10日の内7日間)	JR西日本 ポスター 3,750枚 阪急電鉄 ポスター 1,450枚 京都市交通局 ポスター 1,300枚 計 6,500枚
主要駅のポスター掲示	管内主要鉄道事業者 (6月1日～5日)	JR西日本44駅 ポスター 90枚 阪急電鉄54駅 ポスター 54枚 京都市営地下鉄32駅 ポスター 32枚 計 176枚
関係団体等に対する 協力依頼	地方自治体、各府県警察、電気商業 組合、漁業協同組合、道の駅、公共 工事現場、トラック協会など(通年)	ポスター 3,712枚
		リーフレット 58,100枚
		ステッカー 470枚